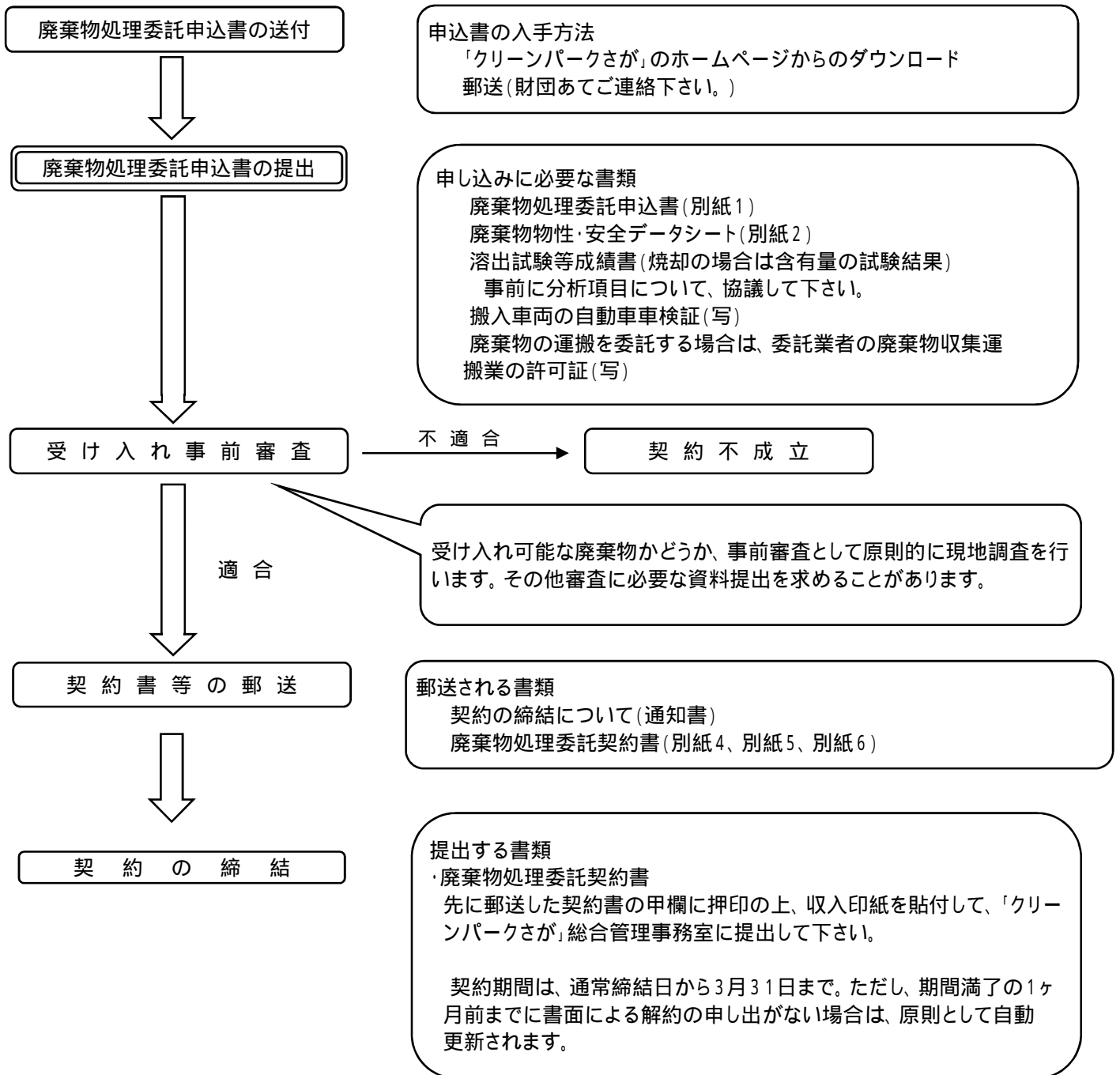


契約から料金精算までの流れ

1. 契約



定期検査等の実施

契約更新後においても廃棄物の性状等の確認をお願いします。
特に、鉍さい、ばいじん、汚泥、燃え殻、焼却残さ等については廃棄物の溶出試験等成績書を、廃油については含有試験及び引火点試験結果を、原則として12ヶ月毎に、提出してください。
なお、分析項目については、財団と相談して下さい。